

事務所通信 一期一会 Progress ~ 進歩 ~

令和6年11月号（広告）
2024年11月1日発行
三宅税理士法人
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第210号
発行担当者：河本 朝香



今年も残すところあと2ヶ月となりました。月日というのは本当に早いもので、あっという間に一年が終わってしまったような感覚です。そしてこの時期になると給与支払事務所には毎年必要な「年末調整」の季節でもあります。今回のテーマは「定額減税における年末調整のしかた」です。今年一年限りのことではありますが、定額減税における年末調整の注意点などをお伝えさせて頂ければと思います。

今月のテーマは.....定額減税がある場合の年末調整のしかた

R6年の税制改正により、R6年度分の所得税の特別控除として「定額減税」の実施が始まりました。今年の年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額「年調減税額」を算出し、年調の所得税額の計算を行います。

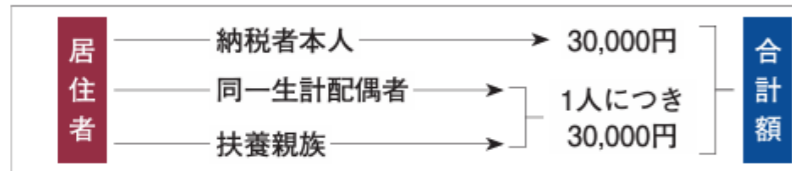
・年末調整の際に定額減税の対象となる人

令和6年分の年末調整においては、年末調整の対象者は、原則として、例年の年調所得税額から年調減税額（いわゆる定額減税額）を控除して計算することとなります。ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

・年調減税額の計算

年調減税額は「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。年調減税額の計算にあたっては「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります）の人数を確認することとなります。

【年調減税額】



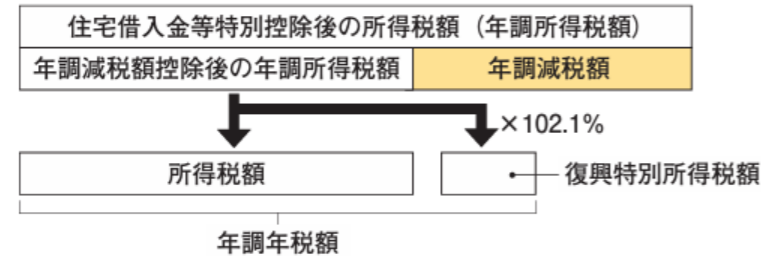
記入しているR6年分の扶養控除申告書等を、もう一度確認して頂きましょう



・年調減税額の控除

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

【年調減税額の控除】



・年末調整の計算に当たっての注意点

国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません。そのため、計算に対応した「令和6年分年末調整計算表」又は「年末調整計算シート」を利用されるか、「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いて、年調年税額を算出するようにして下さい。右の表を参考に源泉徴収票に記入をお願い致します。

【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

| 内容 | 記載方法 |
|---|---|
| 実際に控除した年調減税額 | 源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円 |
| 年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 | 控除外額 ×××円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」 |
| 合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合 | 非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。 |

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー「Vision」今月の開催日は11月14日(木)です。経営者の方が日ごろ考えていらっしゃることを、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか

| 開催日 | 対象者 | 申込期限 |
|-----------|------------------|----------|
| 11月14日(木) | 9・10・11・12月決算法人様 | 11月8日(金) |
| 12月12日(木) | 10・11・12・1月決算法人様 | 12月6日(金) |
| 1月16日(木) | 11・12・1・2月決算法人様 | 1月10日(金) |

<11月スケジュール>

| | | |
|-----|---|---|
| 7 | 木 | *経営計画書作成セミナー: Vision |
| 11 | 月 | *10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 |
| 29日 | 金 | *9月決算法人の確定申告・納付期限 |
| | | *3月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | | *消費税等(4期)の納付期限 (消費税年税額400万円超の6・12月決算法人) |
| | | *消費税毎月納付(9月分) |

30日が土曜日の為、申告・納付期限は令和6年12月2日(月)となります

1 年調減税額の控除対象者の確認
年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「年調減税の対象者」です。
※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算
従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数（いずれも居住者に限ります。）を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。
年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3 年調減税額の控除
対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。
※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年調の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示
源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。
(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合
「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。
また、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。
年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。

・年調減税事務の手順

最後に年調減税事務の手順をおさらいしてみましょう

通常の年末調整の業務に加えて、定額減税の計算等もありますのでお早めのご準備を宜しくお願い致します

ご不明な点等ございましたら、お気軽に事務所にご相談下さい。

参考: 年末調整がよくわかるページ 国税庁 (nta.go.jp)
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



年末調整書類について

例年通り、控除証明書が順次発送されていることと思います。簡単に、年末調整に必要な書類等のご案内をさせて頂きます。

<必要書類>

医療保険・生命保険・地震保険等の保険料控除証明書
社会保険料等の控除証明書
小規模企業共済の控除証明書
住宅ローン控除申告書・年末残高等証明書
前職がある場合、前職の源泉徴収票
新しい社員のマイナンバー

<年末調整までに確認していただきたいこと>

扶養人数の再確認
配偶者控除を受ける場合には配偶者の所得の確認
障がい者控除の該当者の確認

控除証明書等を紛失された場合は再発行等をお願いする場合がございますので、大切に保管をお願い致します。年内の間に転職等された方は、前職の源泉徴収票が必要となります。源泉徴収票の発行にもお時間がかかる場合がございますので、早めのご準備をお願い致します。保険料の控除証明書は、保険内容の確認の案内と同時に発送される場合がございますので、ご注意ください。

法人の経理ご担当者様は、従業員の方々にお早めのご連絡をお願い致します。弊社へご依頼いただく場合は、関係書類を回収後、11月22日までに弊社へ書類をご提出ください。

お知らせ

11月8日(金)、9日(土)は研修旅行の為、12月2日(月)は社内清掃の為、お休みをいただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

